

協定事項 二

一 佐々木栗谷両君、年當ハ勞務課長ノ個人ニ於テ各々百円ヲ支結ス

一 山代君ニ對シテハ長家退去ノ際一千四百円ノ退職手当ヲ支結ス

一 十五名ノ解雇者ハ八百五十円宛ワキ年當ヲ支結スル

一 収監起訴セタルモノハ解職ス但シ其ノ家族ニ對シテ六十円

乃至八十円ヲ帰國旅費トシテ支給ス

一 会社ハ金一封ヲ贈ル

附記

一 相互ハ即時懲戒ヲ撤廢スルコト

一 即十九日一番方ヨリ入坑スルコト

別記

一 鶴澤燒賣ハ会社負担及退職手当制度制定ニ関ス件ハ調停者式簿部組織等ヲ引キテモトス